

『足場の組立て等作業主任者技能講習』開催のご案内

熊本労働局番号第2号-6(～2029.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 Tel(096)371-3700
ホームページ: <https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、『つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業』は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方を、作業主任者として選任することが義務づけられております。

当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

1. 開催予定(2日間：学科14時間)

令和8年度実施予定：5月、7月、10月、令和9年1月、3月
(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

1日目(学科) 8:30 ～ 16:50
2日目(学科) 8:30 ～ 16:50

2. 受講資格

- ① 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に満18歳から3年以上従事した経験を有する者
- ② 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者
- ③ その他厚生労働大臣が定める者

※受講資格は、次頁の『足場の組立て等作業主任者技能講習 受講資格フローチャート』にてご確認ください。

※足場の組立て等の作業経験期間に平成29年7月以降の期間が含まれている場合は、『足場の組立て等特別教育』修了証のコピーを必ず添付して下さい。

3. 受講料及びテキスト代(消費税込み)

【会 員】受講料：12,100 円(内10%消費税1,100 円)(会員のテキスト代は無料。※団体会員含む)
【非会員】受講料：12,100 円 テキスト代：1,925 円 合計：14,025 円(内10%消費税1,275 円)

4. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先：管轄労働局)。

足場の組立て等作業主任者技能講習 受講資格フローチャート

※(1) 実務経験は満18歳からの経験年数のみとなります。

※(2) 大学・高等専門学校・高等学校で土木・建築又は造船学科を卒業した方は必要な作業経験年数は2年以上となります。

